

付則A 得点

規則 90.3 参照 (※1)

A 1 レース数

予定されているレース数と、シリーズが成立するために完了が必要なレース数を、レース公示または帆走指示書に記載しなければならない。

A 2 シリーズの得点

A 2. 1 各艇のシリーズの得点は、規則 90.3(b)に従い、最も悪い得点を除外したレース得点の合計としなければならない。(レース公示または帆走指示書では、別のことを取り決めることができる。例えば、得点を除外しないこと、2 つ以上の得点を除外すること、または明記した数のレースが完了した場合には、明記した数の得点を除外すること。レースは、得点が記録されれば完了したという。規則 90.3(a)参照。) 艇に同じもっとも悪い得点が2 つ以上ある場合には、シリーズで最も早く帆走したレースの得点を除外しなければならない。シリーズで最少得点の艇を勝ちとし、他艇はその得点に応じて順位をつけなければならない。

A 2. 2 艇がシリーズのいずれかのレースに参加した場合には、その艇にはシリーズ全体の得点を記録しなければならない。

A 3 スタート時刻とフィニッシュ順位

艇のスタート信号の時刻を、その艇のスタート時刻としなければならない。また、艇がレースでフィニッシュした順にフィニッシュ順位を決定しなければならない。ただし、ハンディキャップ・システムまたはレーティング・システムが用いられている場合は、その艇の修正時間によって艇のフィニッシュ順位を決定しなければならない。

A 4 低得点方式

レース公示または帆走指示書にて他の方式が規定されている場合を除き、『低得点方式』が適用される。規則 90.3(a)参照。

A 4. 1 スタートして、フィニッシュし、かつ、その後リタイアせず、ペナルティを課されず、救済を与えられなかった艇には、それぞれ次のとおりの得点を記録しなければならない。

フィニッシュ順位	得点
第1位	1
第2位	2
第3位	3
第4位	4
第5位	5
第6位	6
第7位	7
以降の順位	1 ずつを加える

A 4. 2 スタートしなかった艇、フィニッシュしなかった艇、リタイアした艇、失格とされた艇には、シリーズに参加した艇の数に1を加えたフィニッシュ順位の得点を記録しなければならない。規則 30.2 に基づきペナルティを課される艇、または規則 44.3(a)に基づくペナルティを履行する艇には、44.3(c)に規定された得点を記録しなければならない。

A 5 レース委員会により決定される得点

スタートしなかった艇、フィニッシュしなかった艇、規則 30.2、規則 30.3、規則 30.4、規則 78.2 に従わなかった艇、またはリタイアするか規則 44.3(a)に基づきペナルティーを履行する艇には、レース委員会によって審問なしに、それぞれに応じた得点が記録されなければならない。プロテスト委員会のみが、艇の得点を悪くするほかの得点処置をとることができる。

A 6 他艇の順位と得点の変更

A 6. 1 ある艇がレースで失格とされた場合、またはフィニッシュ後リタイアした場合には、その艇の後にフィニッシュしたそれぞれの艇の順位を1つずつ繰り上げなければならない。

A 6. 2

プロテスト委員会が、艇の得点を調整することにより救済を与えると決定する場合には、他艇の得点は、プロテスト委員会が別のことを決定する場合を除き、変更してはならない。

A 7 レースでのタイ

複数の艇がフィニッシュ・ラインにおいてタイとなった場合、またはハンディキャップ・システムもしくはレーティング・システムが用いられていて複数の艇の修正時間が等しくなった場合には、複数の艇がタイとなった順位の得点とすぐ下の順位（複数もある）の得点を加え、**艇数**で割らなければならない。賞でタイとなった艇には、その賞を分けるか、または同じ賞を与えなければならない。

A 8 シリーズでのタイ

A 8. 1 2艇以上の中でシリーズ得点でタイがある場合には、それぞれの**艇**のレース得点を、最も良いものから最も悪いものの順に並べて、最初に違いのある点で、最も良い得点の艇を上位としてタイを解かなければならない。除外した得点は用いてはならない。

A 8. 2 それでも2艇以上の中でタイが残る場合には、最後のレースの得点で順位を付けなければならない。さらに残っているタイは、最後から1つ前のレースでの得点を用いて解かなければならず、すべてのタイが解けるまで同様に行う。その中に除外した得点があったとしても、それを用いなければならない。

A 9 1つのレガッタより長いシリーズでのレース得点

1つのレガッタよりも長い期間にわたって開催されるシリーズでは、スタート・エリアには来たがスタートしなかった艇、フィニッシュしなかった艇、リタイアした艇、または失格とされた艇には、スタート・エリアに来た艇の数に1を加えたフィニッシュ順位の得点を記録しなければならない。スタート・エリアに来なかった艇には、シリーズに参加した艇の数に1を加えたフィニッシュ順位の得点を記録しなければならない。

A 10 救済についての指針

プロテスト委員会がレースでの艇の得点を調整することにより救済を与えると決定する場合には、次のいずれかの得点を記録するよう考慮することを勧める。

(a) 問題のレースを除き、その艇のシリーズでの全レースの平均に等しい小数点以下第1位までの得点（小数点以下第2位を四捨五入）

(b) 問題のレースより前の全レースの平均に等しい小数点以下第1位までの得点（小数点以下第2位を四捨五入）

(c) 救済が正当とされたインシデントの時点におけるそのレースでのその艇の順位に基づく得点。

A 1 1 得点記録の略語

これらの得点記録の略語を、次に示す状況を記録するために用いなければならない。

D N C (did not come to the starting area) スタート・エリアに来なかった

D N S (Did not start) スタートしなかった。

O C S (on the course side)

Z F P 規則 30.2 に基づく 20%ペナルティー

U F D 規則 30.3 に基づく失格

B F D 規則 30.4 に基づく失格

S C P (Scoring Penalty) 『得点ペナルティー』が適用された

D N F (Did not finish) フィニッシュしなかった

R E T (Retired) リタイアした

D S Q (Disqualification) 失格

D N E (Disqualification that is not excludable) 除外できない失格

R D G (Redress given) 救済が与えられた

D P I (Discretionary penalty imposed) 裁量ペナルティーが課された

90.3 得点 (※1)

(a) レース委員会は、レース公示または帆走指示書に別の方式が明記されている場合を除き、『低得点方式』を用いる付則Aの規定に従って、レースまたはシリーズの得点を記録しなければならない。レースが中止にならず、1艇が規則 28 に従ってコースを帆走し、タイムリミットがあるならそのタイムリミットの前にフィニッシュする場合には、たとえその艇がフィニッシュ後リタイアするかまたは失格しても、そのレースの得点を記録しなければならない。

(b) 得点方式で艇のシリーズの得点から1つかそれ以上のレース得点を除外すると規定している場合でも、「除外できない失格 (DNE)」である得点はその艇のシリーズ得点に含まなければならない。

(c) レース委員会は、自らの記録または観察から、艇の得点を間違って記録したと判断した場合には、間違いを訂正し、訂正された得点記録を競技者が入手できるようにしなければならない。

30 スタートのペナルティー

30.1 I 旗規則

I 旗が掲揚され、スタート信号前の1分間に、艇体、乗員または装備の一部でもスタート・ラインまたはそのどちらかの延長線のコース・サイドにある場合には、その艇はその後スタートする前に、スタート・ラインの延長線を横切り、プレ・スタート・サイドまで帆走しなければならない。

30.2 Z 旗規則

Z 旗が掲揚された場合には、スタート信号前の1分前に、艇体、乗員または装備の一部でもスタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしに規則 44.3(c) に記載された計算により 20% の『得点ペナルティー』を受けなければならない。レースが、再スタートまたは再レースとなったとしても、その艇は、ペナルティーを課される。ただし、レースが延期またはスタート信号前に中止された場合には、ペナルティーは課されない。ペナルティーを課された艇がその後の同じレースのスタート前に同様に違反を特定された場合、その艇は、さらに 20% の『得点ペナルティー』を受けなければならない。

30.3 U旗規則

U旗が掲揚された場合には、スタート信号前の1分間に、艇体、乗員または装備の一部でもスタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされなければならない。ただし、レースが再スタートまたは再レースとなった場合は、失格としてはならない。

30.3 黒色旗規則

黒色旗が掲揚された場合には、スタート信号前の1分間に、艇体、乗員または装備の一部でもスタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して、特定された場合には、レースが再スタートまたは再レースとなったとしても、その艇は審問なしに失格とされなければならない。ただし、レースが延期またはスタート信号前に中止となった場合には、失格としてはならない。ゼネラル・リコール信号が発せられた場合、またはレースがスタート信号後中止となった場合には、レース委員会はその艇のセール番号を、そのレースの次の予告信号前に掲示しなければならず、レースが再スタートまたは再レースとなった場合には、その艇はそのレースで帆走してはならない。帆走した場合には、その艇の失格は、シリーズの得点を計算するときに除外してはならない。

44.3 得点ペナルティー

(a) 艇は、インシデントの後、最初の妥当な機会に黄色旗を掲揚することにより、『得点ペナルティー』を履行したこととする。

(b) 艇が『得点ペナルティー』を履行した場合、黄色旗をフィニッシュするまで掲揚し続け、フィニッシュ・ラインでその旗についてレース委員会の注意を喚起しなければならない。その時に艇は、インシデントに関与した相手艇を特定してレース委員会に伝えなければならない。これができない場合には、艇は抗議締切時間内の最初の妥当な機会にレース委員会に伝えなければならない。

(c) 『得点ペナルティー』を履行した艇のレースの得点は、帆走指示書に記載された順位の数だけ、ペナルティーを受けない場合の順位より悪い順位の得点としなければならない。帆走指示書に順位の数に記載されていない場合、ペナルティーは『フィニッシュしなかった (DNF)』に対する得点の 20%の整数(小数点以下第1位を四捨五入)としなければならない。他艇の得点を変更してはならない。従って、2艇が同一の得点となることがある。ただし、そのペナルティーにより艇が『フィニッシュしなかった (DNF)』より悪い得点を与えられることはない。

78 クラス規則に従うこと、証明書

78.1 艇のオーナーと責任者であるその他の人物は、艇がレース中クラス規則に従うように維持されていること、および艇の計測証明書またはレーティング証明書がある場合には、これがレース中有効であることを確実にしなければならない。さらに、艇は、クラス規則、レース公示または帆走指示書に規定されたその他の時点においても、クラス規則に従っていないなければならない。

78.2 艇がレースをする前に、有効な証明書を提示するか、またはその存在が確認されることが規則により求められているが、それができない場合には、その艇は、有効な証明書が存在するという責任者の署名した誓約書をレース委員会に提出した場合に限り、その大会でレースすることができる。艇は証明書を提出するか、またはその存在がレース委員会により確認されるように手配しなければならない。

この規則の違反に対するペナルティーは、大会のすべてのレースからの審問なしの失格である。